

一般社団法人八尾市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人八尾市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府八尾市内に置く。

2 当法人は、理事会の議決により従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政が協働して推進し、様々な観光資源を活用して、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造する。その活動を通じて産業の活性化につながる地域文化の振興等、活力あるまちの形成を目指し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査・研究・開発・活用
- (2) 観光関係施設及び拠点の管理・運営
- (3) 観光ルートの開発等
- (4) 観光に関する広告・宣伝・紹介等の情報発信及び情報提供
- (5) 観光客の誘致・受入等
- (6) イベント等の企画・実施・誘致・受入・支援
- (7) 映画・ドラマ撮影等の誘致・受入・協力
- (8) 郷土物産、地域特産品の調査・研究・開発・育成・宣伝・販売
- (9) 農業・商工業を活かした観光振興
- (10) 観光に関する情報の収集・発信・調査・研究
- (11) 観光従事者の人材育成・支援
- (12) 観光関係団体・機関との関係・協力
- (13) 旅行業法にもとづく旅行業及び地方自治体からの受託事業
- (14) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人、法人、事業所又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人、事業所又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は返還しないものとする。
- 3 当法人の目的を達成するため必要な事業を行うときは、特別会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は当法人が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 会員が、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 規約に違反し、又は総会の議決を無視する行為があったとき

(権利の喪失)

第12条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費ならびにその他当法人に対して何等の請求をすることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要のある場合に開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、各正会員が各1個の議決権を有する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 監事又は議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載された書面によって代表理事に招集の請求があった場合は、請求日より6週間以内に社員総会を開催する。

3 社員総会の招集通知は、開催日より7日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第18条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。代表理事は当法人の正会員でなければならない。ただし、社員が法人の場合は法人の代表者及び職務執行者から選任することができる。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち2名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 理事長、副理事長は理事会の決議によって理事の中から定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会、社員総会に出席し意見を述べることも、その招集を請求できる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったと認められるとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事は、理事会の承認を得て有給とすることができる。

- 2 報酬の額は、理事長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除

して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 顧問

(顧問の委嘱)

第30条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、理事長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は理事の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会には、監事が出席し意見を述べるることができる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会員入退会の承認
- (2) 各事業年度の事業計画と収支予算の承認
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) その他当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事長、副理事長の選任及び解任
- (7) 顧問の委嘱の同意

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は開催日の7日前までに招集の通知を発する。ただし、理事及び監事の全員の同意があれば、招集手続きを経ることなく開催できる。
- 3 理事及び監事は理事長に対して理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が事故があるとき又は欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。

(開催)

第34条 理事会は3ヵ月に1回以上開催する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長があらかじめ指名された順序によりその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会において自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に監査報告とともに提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表及び財産目録
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 第1項の書類のほか、定款及び監査報告を主たる事務所に5年間据え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、八尾市に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務所内に事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳票及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳票及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 定款に定める議事に関する書類

(5) 会計帳簿

(6) 計算書類及び付属明細書及び監査報告書

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) その他の法令で定める帳票及び書類

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 八尾市長 田中 誠太

住所 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号

八尾商工会議所

会 頭 中西 啓詞

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う

以上、一般社団法人 八尾市観光協会設立に際し、各設立時社員の定款作成代理人である 司法書士 有江 淳一 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 年 月 日

設立時社員 八尾市
代表者 八尾市長 田中 誠太

設立時社員 八尾商工会議所
会 頭 中西 啓詞

上記設立時社員2名の定款作成代理人

(住 所) 大阪府八尾市山本町南七丁目5番24号

(事務所) 大阪府八尾市南小阪合町四丁目3番29号

司法書士 有江 淳一